

(公印省略)
建企第174-34号
令和2年12月25日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月24日（木）に開催しました、第32回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月26日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(12月19日(土)以降)要請からの変更点

・営業時間短縮要請【第三弾】

対象市町村：桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後10時から午前5時の間の営業店舗）

※ 飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

時間帯：午後10時から午前5時

期間：令和2年12月29日（火）から令和3年1月11日（月）までの14日間

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月26日（土）以降）を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小淵 技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426